

国際運転免許証を発給していない国又は地域であって日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国又は地域

令和2年1月現在

エストニア共和国
スイス連邦
ドイツ連邦共和国
フランス共和国
ベルギー王国
モナコ公国
台湾

※ 日本で運転するためには、免許証のほかに、政令で定める者が作成した日本語による翻訳文の添付が必要になります。

令和2年1月1日から、ドイツ自動車連盟も日本語による翻訳文を作成する者となりました。